

社会資本総合整備計画事後評価（原案）及び都市再生整備計画（原案）に関する市民意見募集

飯塚市では、「社会資本総合整備計画（拠点連携型都市としての中心市街地の再生）」及び「都市再生整備計画（飯塚市中心地区）」を策定し、平成24年度から平成28年度までの5年間、社会資本整備総合交付金を活用して中心市街地活性化事業に取り組んできました。

社会資本総合整備計画及び都市再生整備計画では、事業最終年度にその達成状況等について事後評価を行うこととなっています。

このたび、事後評価を実施するにあたり、これまでの事業効果を検証し、目標の達成状況等を事後評価（原案）として作成しましたので、これを公表し、皆様からのご意見を募集いたします。

この評価原案は、今後、学識経験者等で構成される「飯塚市中心市街地活性化基本計画等評価委員会（以下、「評価委員会」という。）での検討を経て、最終評価結果として、平成29年3月に公表する予定です。

また、評価結果の公表後については、平成29年度にフォローアップを行い、数値目標の推移について整理し、確定値とする予定です。

※評価委員会とは

評価委員会とは、本市による事後評価が適切に遂行されたことを中立・公正な立場で確認していただき意見を求めること、及び今後のまちづくり方策等について意見を求めることを目的して開催するものです。

【閲覧場所】

市ホームページ並びに次の場所で閲覧できます。

- 本庁1階総合案内
 - 立岩公民館3階 地域連携都市政策室
 - 支所（穂波・筑穂・庄内・潁田） 1階市民窓口課
 - 地区公民館（二瀬・幸袋・鎮西・菰田・立岩・飯塚東・飯塚・鯉田・穂波・筑穂・庄内・潁田）
 - 中央公民館（イイヅカコミュニティセンター）
- ※各窓口・受付に設置しています。

【募集期間】

平成28年12月14日（水）から平成28年12月28日（水）まで
なお、郵便による場合は、必着とさせていただきます。

【ご意見の提出方法】

別添又は閲覧場所に備え付けの記入用紙に「氏名」、「住所」等をお書き添えいただき、以下の方法でお送りください。

- ・ご意見を記載する様式は任意ですが、氏名（または法人名）、住所、電話番号を明記してください。
- ・お電話や口頭による意見の提出はお受けできませんのでご了承ください。
- ・個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

○郵送又は持参の場合

〒820-0005 飯塚市新飯塚 20 番 30 号（立岩公民館 3 階）
飯塚市役所 地域連携都市政策室 宛

○ファックスの場合

ファックス番号 0948-23-6017 飯塚市役所 地域連携都市政策室 宛

○電子メールの場合

chiikirenkei@city.iizuka.lg.jp 飯塚市役所 地域連携都市政策室 宛

【ご意見の取扱い】

個人情報を除き、いただいたご意見の内容を公表する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【お問合せ先】

飯塚市役所企画調整部地域連携都市政策室 電話番号：0948-22-5521（直通）